鳥栖市監査告示第 20 号

令 和 8 年 11 月 2 日

定期監査結果に係る改善措置の公表について

鳥栖市監査委員

川　﨑　　真　澄

徳　渕　　拓　三

地方自治法第 199 条第 14 項の規定による改善措置の通知を受けたので、当該通知に係る事項を公表します。

記

1．監 査 の 対 象　　基里小学校

2．改善措置内容　　別添のとおり

令和８年度定期監査結果に係る措置について

監 査 の対 象	基里小学校

【注意・検討を求める事項】

◆財産管理事務

〇備品台帳について

給食にかかる備品台帳の整理がされていなかった。

【措置内容】

備品台帳について適正に整理するとともに、確認体制を強化し、再発防止に努めます。

鳥栖市監査告示第 20 号

令 和 8 年 11 月 2 日

定期監査結果に係る改善措置の公表について

鳥栖市監査委員

川　﨑　　真　澄

徳　渕　　拓　三

地方自治法第 199 条第 14 項の規定による改善措置の通知を受けたので、当該通知に係る事項を公表します。

記

1．監 査 の 対 象　　田代中学校

2．改善措置内容　　別添のとおり

令和８年度定期監査結果に係る措置について

監 査 の対 象	田代中学校

【注意・検討を求める事項】

◆一般事務

〇学年会計について

決算書の作成年月日と、同日の通帳残高が合致していない。

【措置内容】

書類等の内容を十分に精査することを徹底した上で、学年会計の納期及び監査時期等を再検討し、再発防止に努めます。